

街路樹の自費工事手続きについて

自費工事承認手続き

道路の自費工事で街路樹の移植等が伴う場合は、街路樹自費工事承認申請書を（公財）福岡市緑のまちづくり協会に提出して下さい。

申請に必要な書類(2部提出)

- ・街路樹自費工事承認申請書
- ・添付資料
位置図、工事平面図、移植箇所の写真、道路自費工事承認書(占用掘さく許可書)(写)、建設業法に基づく造園工事業の許可書(写)

受付窓口、問い合わせ先

公益財団法人 福岡市緑のまちづくり協会 緑地環境課 街路樹係
福岡市早良区百道浜2丁目3番26号 福岡タワーセンタービル2F
TEL 092-822-5845
(H23.3.31までの課名は、公園・街路樹維持課です。)

■ 承認の内容

承認の内容は、街路樹の規格に応じて、次の各号に定めるとおりです。

区分	街路樹の規格(幹周り)	承認の内容
高木	(1) 40cm未満の場合	①既存木の移植
	(2) 40cm以上60cm未満の場合	①既存木の移植、又は ②既存木の撤去及び代替木の新植
	(3) 60cm以上の場合	①既存木の撤去及び代替木の新植
低木		①既存木の移植

※低木には地被類を含む。

■ 移植等の取扱

- (1)新植に使用する代替木は、高木については、原則として、撤去する既存樹の2分の1以上の幹周りの樹木とします。ただし、既存木の幹周り60cm以上の場合にあっては、30cm以上の樹木とします。
低木については、見通しなどの現場条件により別途指定します。
- (2)「既存木の移植」及び「既存木の撤去及び代替木の新植」に係る経費は、すべて申請者で負担していただきます。

■ 完了検査

申請者は移植等の承認工事が完了した時は、速やかに完成届(1部)を提出し、完了検査を受けてください。

■ 枯れ補償

既存木の移植または代替木の新植をした樹木が、完了検査の日から1年以内に枯損した場合は、申請者は同等以上の樹木に植え替えていただきます。